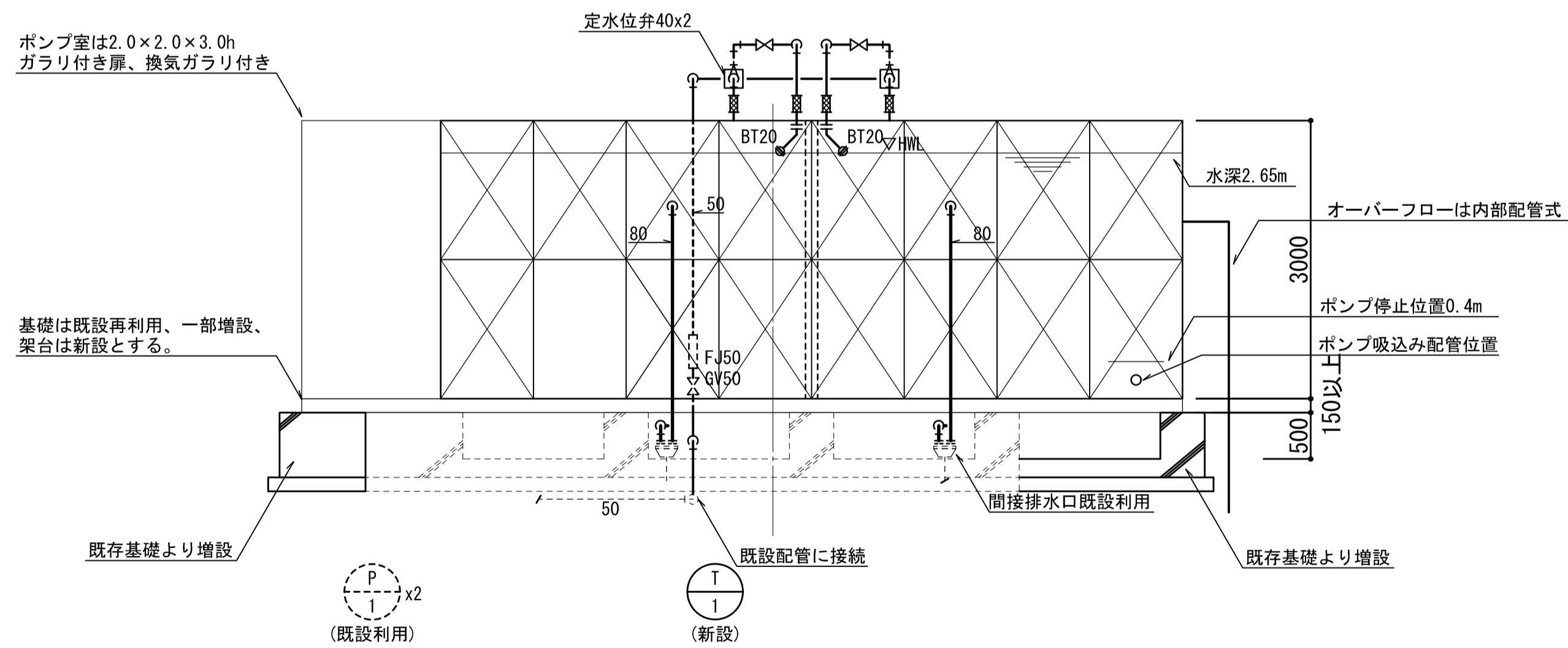


受水槽廻り平面詳細図 S=1/100

※受水槽（北西面）の配管工事について

1. 受水槽横（南東部）の樹木皆伐工事（撤出撤去共）、伐根（撤出撤去共）、CB撤出撤去、土砂撤出撤去の工事。排水樹の天端レベル調整工事。周囲1m以内の除草撤出処分共
2. 本図受水槽北西面の給水管、ポンプ吸込み管は受水槽南東部にて施工を行う事。

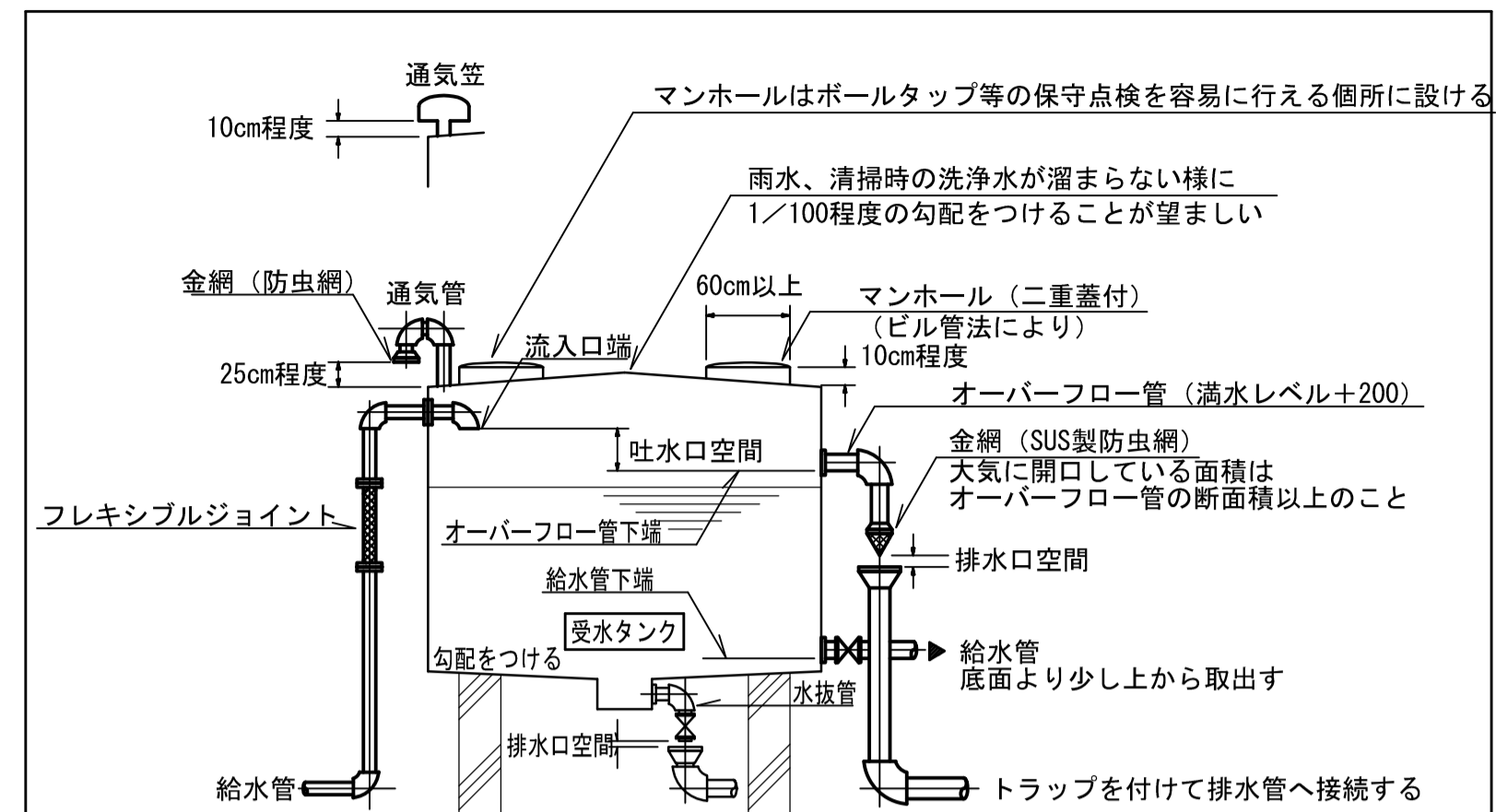


A - A' 断面図 S=1/100

※原則として基礎工事は次によるものとする。

- ・基礎コンクリートの底板は厚さ200とし、延長は既存基礎にD13@200を打設する。
- ・底板の配筋はD13@200縦横共（ダブル）
- ・水槽受け部分の基礎寸法は400W×2500L×500hとする。頂部は3-D16とする。
- ・配筋はD13@200縦横共（フープ筋取付）

特記事項



排水口空間

間接排水管の排水口空間は、150mmとする。  
※空調和・衛生工学会規格：給排水衛生設備規程（SHASE-S 206-2009）

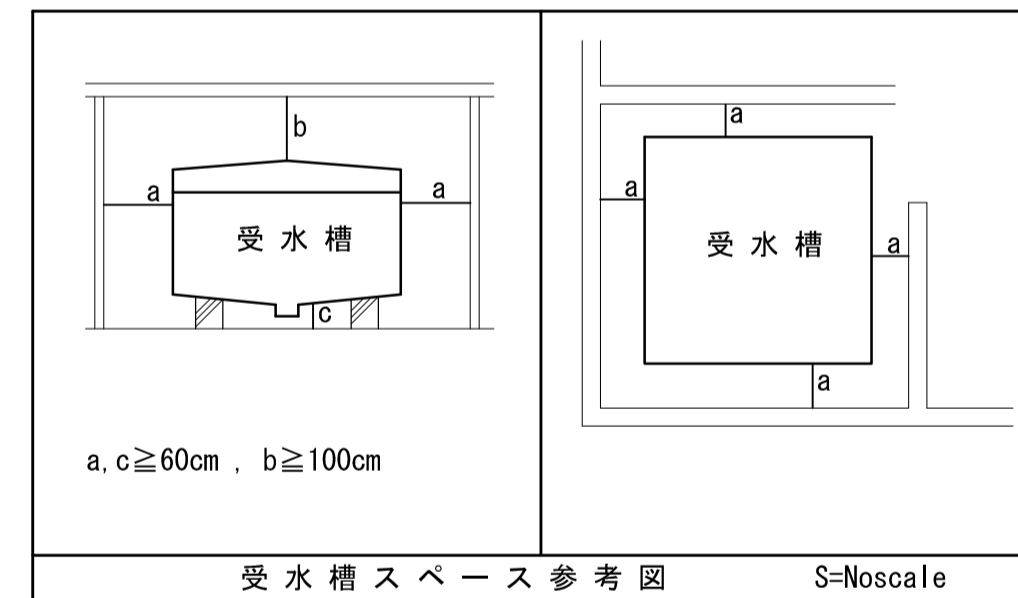
吐水口空間

近接壁の影響がない場合	近接壁の影響がある場合	
	近接壁1面の場合	近接壁2面の場合
1.7d'+5	壁からの離れ	壁からの離れ
	3d'以下	4d'以下
	8d'を超え5d'を超え5d'以下のもの	Adを超え6d'を超え7d'を超え6d'以下のもの
	3.0d'	3.5d'

- 注1) d：吐水口の口径（mm）、d'：有効開口の内径（mm）  
 注2) 吐水口断面が長方形の場合は長辺をdとする。  
 注3) あふれ縁より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなし、近接壁1面、2面の場合の数値による。  
 注4) 吐水口端面があふれ縁に対し平行でない場合は、吐水口端の最下端と衛生器具・水受容器のあふれ縁との空間を吐水口空間とする。

※空調和・衛生工学会規格：給排水衛生設備規程（SHASE-S 206-2009）

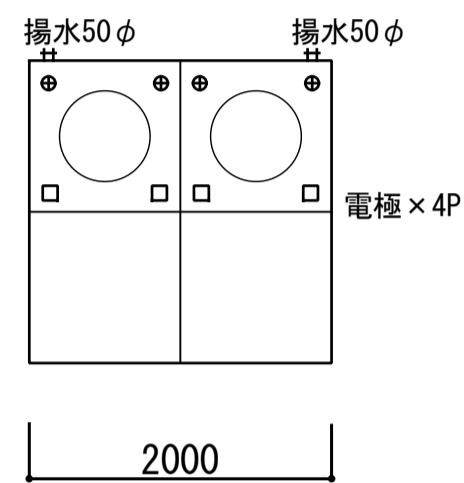
受水タンク廻り配管参考図



注記1：受水槽は、建設省告示昭和50年第1597号同改正昭和62年第1924号適合品とする事。

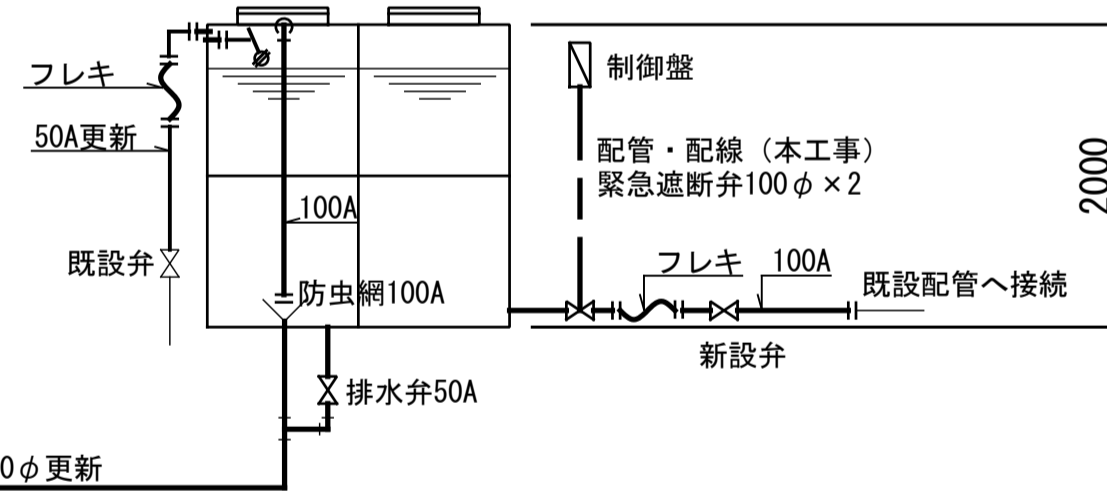
注記2：天板まで満水試験を行う事。

- (1) 受水槽の周囲及び下部は600mm以上の点検スペースを確保の事。  
受水槽の上部は1000mm以上の点検スペースを確保の事。
- (2) 受水槽のマンホールは2重蓋で600φ以上とし、鍵付とすること。
- (3) オーバーフロー管及び通気管にはSUS製防虫網を設置とすること。
- (4) オーバーフロー管及び水抜管は間接排水とし、排水口空間を確保の事。
- (5) 給水設備には有効な吐水口空間を確保の事。



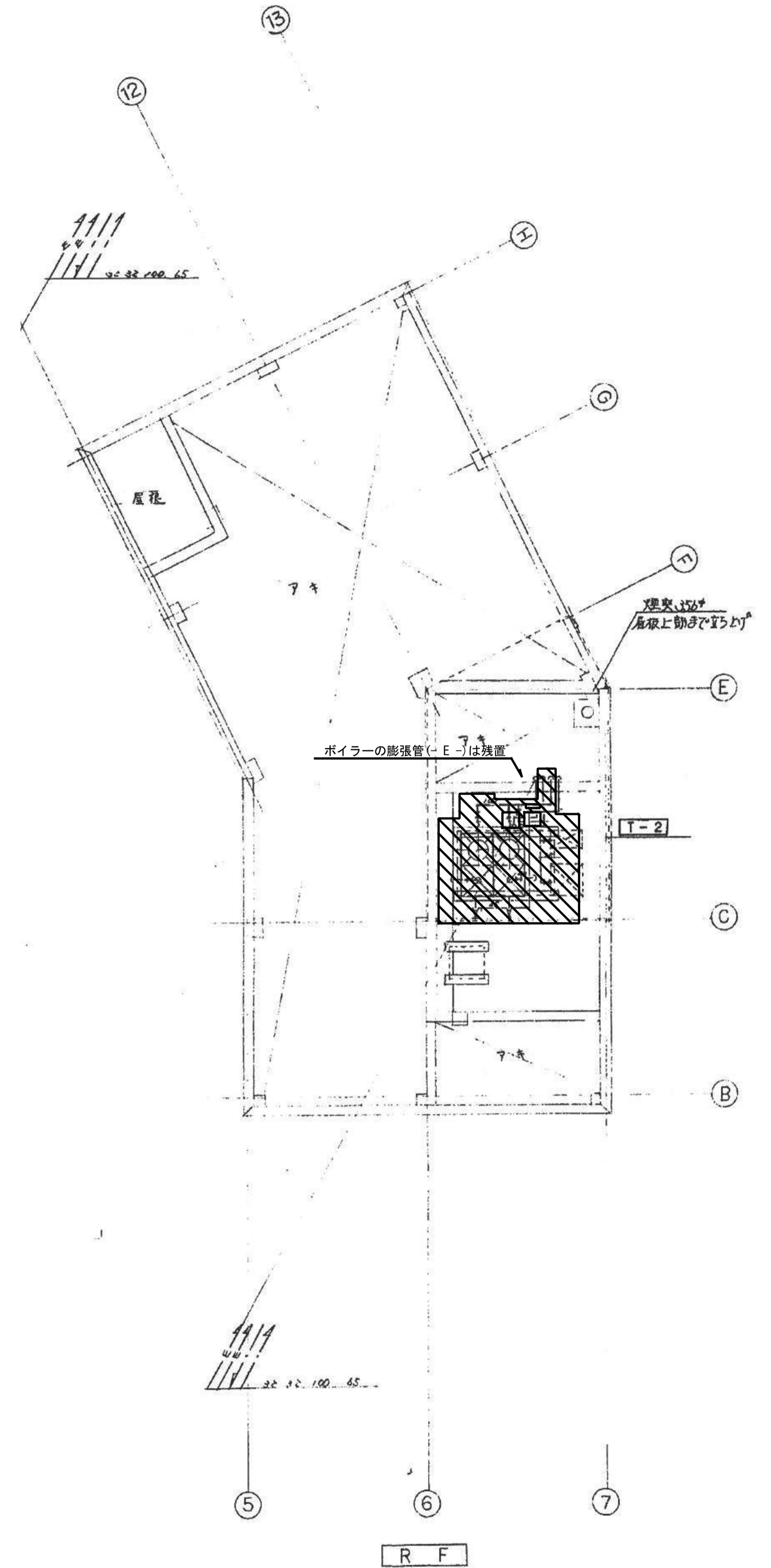
高架水槽平面詳細図 S=1/100

高架水槽廻りは以下を本工事とする  
 揚水管50A×2 既設管へ接続  
 給水管100A×2 既設管へ接続  
 溢水管100A×2  
 排水管50A×2  
 ルーフドレンまで150Aで排水管延長  
 鋼製架台 500H (溶融亜鉛鍍金)



高架水槽断面詳細図 S=1/100

既存棟高架水槽更新参考図



注記  
 1. 既設配管類は必要に応じて本工事で養生を行う。

 株式会社 昭和设计	(仮称) 藤崎病院受水槽ポンプ室等更新工事		No. 006
	谷口 勝則 <small>一級建築士 大臣登録第20957号          設備一級建築士 大臣登録第1640号</small>	屋上 高架水槽撤去・更新参考図	A1 1/50 A2 1/100 A3 1/100 1/200